

## 国民健康保険料額決定通知書

通知年月日

作成年月日

発行局課

# 見本

通知書番号



の国民健康保険料額を決定しましたのでお知らせいたします。

区役所にお問合せの際にはこの番号をお知らせください。

1 世 帯 主

## 2 保険料の支払方法

2 保険料の支払方法		納期	保険料額(円)	普通徴収の納期限
3 納保 期 限 ご 料 と 額 の 及 内 訳 び	計			
普通徴収 納付場所	横浜市指定金融機関 横浜市収納代理金融機関 郵便局・横浜市出納機関 横浜市指定のコンビニエンスストア	保険料合計額	円	
※ 保険料の納付に口座振替を御利用の場合				

※ 保険料の納付に口座振替を御利用の場合、振替日は各納期の29日(2月例は末日)です。ただし、振替日が金融機関の休業日にあたるときは、前営業日に振り替えます。

こさは、前書き欄に振り見えます。				
4 保 険 料 率	保険種別	所得割税率	均等割税率 (円)	最高限度額 (円)
	医療			
	支援			
	介護			

種別ごとの世帯合計(円)	③あなたの世帯の保険料額 (①+②-④)十円未満切捨て(円)	④最高限度額超過分(円)
①所得割額	②均等割額	
	医療分	
	支援分	
	介護分	

5 保険料算定基礎	基 準 総 所 得 金 額 (円)	保 険 料 算 定 対 象 期 間												種 別	種 別 の 算 出 内 訳 (円)		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		(⑤) 所 得 割 額	(⑥) 均 等 割 額 (減額後)	合 算 額 (⑤ + ⑥)
被 保 険 者 氏 名 (敬称略)	中段は「雇用変動による軽減措置」に該当している期間の基準総所得金額	減額割合												医療			
		雇用軽減												支援			
		介護分												介護			
		減額割合												医療			
		雇用軽減												支援			
		介護分												介護			
		減額割合												医療			
		雇用軽減												支援			
		介護分												介護			
		減額割合												医療			
		雇用軽減												支援			
		介護分												介護			
		減額割合												医療			
		雇用軽減												支援			
		介護分												介護			
		減額割合												医療			
		雇用軽減												支援			
		介護分												介護			
		減額割合												医療			
		雇用軽減												支援			
		介護分												介護			
		減額割合												医療			
		雇用軽減												支援			
		介護分												介護			
		減額割合												医療			
		雇用軽減												支援			
		介護分												介護			

#### ※ 保險料負擔緩和措置

※保険料負担緩和措置 「雇用変動による軽減措置に該当

→ 加入月の減額割合を表示しています。  
雇用変動による軽減措置対象月 } → 「  
介護分保険料算定月 」を表示しています。

「0」減額なし  
 「2」均等割額を2割減額  
 「5」均等割額を5割減額  
 「7」均等割額を7割減額

# ・・・表面の「保険料額決定通知書」について説明します。・・・

① 保険料の納付義務者は世帯主です。その世帯の被保険者全員分の保険料を納付義務者（世帯主）に納めていただきます。

納付義務者（世帯主）が国民健康保険の被保険者ではない場合であっても、世帯の中に国民健康保険の被保険者がいる場合には、被保険者のみの分を算定した保険料を納付義務者（世帯主）に納めていただきます。

各種通知書、納付書等については、法令の定めにより納付義務者（世帯主）にお送りしています。

②◆徴収方法…この通知以降の徴収方法を表示しています。

①普通徴収（口座振替又は納付書）

②特別徴収

③普通徴収と特別徴収

◆普通徴収の納付方法

①納付書

②口座振替

保険料の納付に納付書を御利用の場合は、原則として年4回（6月、7月、10月、1月）納付書をお送りします。

口座振替を御利用の場合は、口座振替日の前日までに納付額を御指定の口座に御用意ください。口座振替日の当日に入金されましても、残高不足により振替できない場合があります。

◆特別徴収される世帯主の年金

特別徴収される対象となる年金の種別を表示しています。

③ 年金から特別徴収される納期ごとの金額です。（※普通徴収のみの場合は、表示されません。）

◆2月に特別徴収されている場合は、翌年度の4月・6月・8月も同じ金額が特別徴収されます。ただし、8月の額は変更となる場合があります。

The form is titled 'National Health Insurance Premium Determination Notice' (国民健康保険料額決定通知書) and includes fields for 'Notification Year Month' (通知年月) and 'Issuing Authority' (発行局課).

Key sections include:

- Section 1: Payment Method (2)** (2) indicates payment by account (bank transfer or payment slip).
- Section 2: Premium Payment Method (1)** (1) indicates payment by account (bank transfer or payment slip).
- Section 3: Premium Payment Period (3)** (3) indicates the period of payment.
- Section 4: Premium Amount (4)** (4) indicates the amount of premium.
- Section 5: Ordinary Premium Payment Period (5)** (5) indicates the ordinary premium payment period.
- Section 6: Premium Payment Basis (6)** (6) indicates the basis for premium calculation, showing 'Annual Premium Calculation Basis' (年次分の保険料額) and 'Premium Calculation Basis' (保険料算定基礎).
- Section 7: Premium Calculation Basis (7)** (7) indicates the detailed basis for premium calculation, showing 'Employment Status' (雇用状況) and 'Premium Calculation Basis' (保険料算定基礎).

④ 普通徴収の納期ごとの納付額です。普通徴収の場合、保険料は6ヶ月から3ヶ月までの10回に分けて納めていただけます。ただし、世帯の全員が被保険者資格を喪失されたときは、6ヶ月に全額を納めていただきます。

⑤ 普通徴収の納期限です。（口座振替日ではありません。）

保険料の納付に口座振替を御利用の場合、振替日は各納期の29日（2月期は末日）です。ただし、振替日が金融機関の休業日にならるときは、前営業日に振り替えます。

なお、特別徴収の場合は、年金支給日に、世帯主が受け取る年金から差し引きます。

⑥ 被保険者ごとの所得割額と均等割額を合計し、種別ごとの世帯の保険料を記載しています。また、世帯の保険料が最高限度額を超過する月がひと月でもある場合、超過した金額の合計を「最高限度額超過分(円)」に記載しています。

⑦ 被保険者ごとの保険料算定基礎を記載しています。

「基準総所得金額」は保険料算定の基となる所得金額（★部分を参照）であり、所得状況が不明な方は表示されません。雇用変動による軽減措置に該当する場合、「\*」を表示し、右隣に軽減措置後の「基準総所得金額」を表示しています。

「保険料算定対象期間」欄は「減額割合」ごとに「0, 2, 5, 7」を表示し、「雇用変動による軽減措置」に該当する方、又は「介護分保険料」を御負担いただく方については、それぞれの行の該当する月に「\*」を表示しています。

## 1 保険料を納めないと

保険料を納期限までに納付しない場合は、督促状が発行されます。納期限近くに納付された場合には、確認が間に合わず、督促状が発行されることがあります。その節は御容赦ください。保険料は、なるべくお早めに納付されるようお願いします。

また、督促状の指定期限後に保険料を納付するときは、延滞金が加算されます。ただし、保険料額が2,000円未満の場合は、延滞金は加算されません。

なお、延滞金額が1,000円未満のときはその全額、100円未満の端数金額があるときはその端数金額については、納める必要はありません。

延滞金の計算は、次のとおりです。

$$\text{保険料額 (1,000円未満の端数金額については、切捨て)} \times \text{年率} \times \frac{\text{指定期限の翌日から納付日までの日数}}{365}$$

(※) 特例基準割合(注)+7.3%です。

(注) 特例基準割合とは国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）の年平均に1.0%を加算した割合をいいます。

（ただし、特例基準割合が7.3%以上の場合は7.3%）

◎ 指定期限までに保険料を納付されない場合は、保険証の返還請求、保険給付の支払の一時差止め又は財産の差押えの処分を受けることもあります。

## 2 お問合せは

この保険料額決定通知書について分からないことがあるときは、表面右上部に記載の発行局課（区役所保険年金課保険係）にお問合せください。区役所の開庁時間は、祝日・休日・12月29日から1月3日までを除く、月曜日から金曜日の午前8時45分から午後5時までです。なお、第2及び第4土曜日は、午前9時から12時まで、一部の業務を取り扱っています。

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文書又は口頭で神奈川県国民健康保険審査会（神奈川県庁内）に審査請求をすることができます。

2 この審査請求に対する裁決があり、なお不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができません。ただし、次のいずれかの場合には審査請求に対する裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

① 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。

② 処分、処分の執行、又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。

この通知は国民健康保険料の徴収のため、横浜市国民健康保険条例第20条の規定により、通知するものです。

## 国民健康保険料額決定通知書

通知年月日

作成年月日

発行局課

# 見本

通知書番号



の国民健康保険料額を決定しましたのでお知らせいたします。

区役所にお問合せの際にはこの番号をお知らせください。

1 世 帯 主

## 2 保険料の支払方法

2 保険料の支払方法		納期	保険料額(円)	普通徴収の納期限
3 納保 期 限 ご 料 と 額 の 及 内 訳 び	計			
普通徴収 納付場所	横浜市指定金融機関 横浜市収納代理金融機関 郵便局・横浜市出納機関 横浜市指定のコンビニエンスストア	保険料合計額	円	
※ 保険料の納付に口座振替を御利用の場合				

※ 保険料の納付に口座振替を御利用の場合、  
振替日は各納期の29日(2月期は末日)です。  
ただし、振替日が金融機関の休業日にあたる  
ときは、前営業日に振り替えます。

こぎは、前回収目に振り替えます。				
4 保 険 料 率	保険料の種別	所得割税率	均等割税率 (円)	最高限度額 (円)
	医療			
	支援			
	介護			

種別ごとの世帯合計(円)		③あなたの世帯の保険料額 (①+②-④)十円未満切捨て(円)	④最高限度額超過分(円)
①所得割額	②均等割額		
		医療分	
		支援分	
		介護分	

#### ※ 保險料負擔緩和措置

※保険料負担緩和措置 「雇用変動による軽減措置に該当

→ 加入月の減額割合を表示しています。  
雇用変動による軽減措置対象月 } → 「  
介護分保険料算定月 」を表示しています。

「0」減額なし  
 「2」均等割額を2割減額  
 「5」均等割額を5割減額  
 「7」均等割額を7割減額

# ・・・表面の「保険料額決定通知書」について説明します。・・・

① 保険料の納付義務者は世帯主です。その世帯の被保険者全員分の保険料を納付義務者（世帯主）に納めていただきます。

納付義務者（世帯主）が国民健康保険の被保険者ではない場合であっても、世帯の中に国民健康保険の被保険者がいる場合には、被保険者のみの分を算定した保険料を納付義務者（世帯主）に納めていただきます。

各種通知書、納付書等については、法令の定めにより納付義務者（世帯主）にお送りしています。

②◆徴収方法…この通知以降の徴収方法を表示しています。

①普通徴収（口座振替又は納付書）

②特別徴収

③普通徴収と特別徴収

◆普通徴収の納付方法

①納付書

②口座振替

保険料の納付に納付書を御利用の場合は、原則として年4回（6月、7月、10月、1月）納付書をお送りします。

口座振替を御利用の場合は、口座振替日の前日までに納付額を御指定の口座に御用意ください。口座振替日の当日に入金されましても、残高不足により振替できない場合があります。

◆特別徴収される世帯主の年金

特別徴収される対象となる年金の種別を表示しています。

③ 年金から特別徴収される納期ごとの金額です。（※普通徴収のみの場合は、表示されません。）

◆2月に特別徴収されている場合は、翌年度の4月・6月・8月も同じ金額が特別徴収されます。ただし、8月の額は変更となる場合があります。

The form is titled 'National Health Insurance Premium Determination Notice' (国民健康保険料額決定通知書) and includes fields for 'Notification Year Month' (通知年月) and 'Issuing Authority' (発行局課).

Key sections include:

- Section 1: Payment Method (2)** (2) indicates payment by account (bank transfer or payment slip).
- Section 2: Premium Payment Method (1)** (1) indicates payment by account (bank transfer or payment slip).
- Section 3: Premium Payment Period (3)** (3) indicates the period of payment.
- Section 4: Premium Amount (4)** (4) indicates the amount of premium.
- Section 5: Ordinary Premium Payment Period (5)** (5) indicates the ordinary premium payment period.
- Section 6: Premium Payment Basis (6)** (6) indicates the basis for premium calculation, showing 'Annual Premium Calculation Basis' (年次分の保険料額) and 'Premium Calculation Basis' (保険料算定基礎).
- Section 7: Premium Calculation Basis (7)** (7) indicates the detailed basis for premium calculation, showing 'Employment Status' (雇用状況) and 'Premium Calculation Basis' (保険料算定基礎).

④ 普通徴収の納期ごとの納付額です。普通徴収の場合、保険料は6ヶ月から3ヶ月までの10回に分けて納めていただけます。ただし、世帯の全員が被保険者資格を喪失されたときは、6ヶ月に全額を納めていただきます。

⑤ 普通徴収の納期限です。（口座振替日ではありません。）

保険料の納付に口座振替を御利用の場合、振替日は各納期の29日（2月期は末日）です。ただし、振替日が金融機関の休業日にならるときは、前営業日に振り替えます。

なお、特別徴収の場合は、年金支給日に、世帯主が受け取る年金から差し引きます。

⑥ 被保険者ごとの所得割額と均等割額を合計し、種別ごとの世帯の保険料を記載しています。また、世帯の保険料が最高限度額を超過する月がひと月でもある場合、超過した金額の合計を「最高限度額超過分(円)」に記載しています。

⑦ 被保険者ごとの保険料算定基礎を記載しています。

「基準総所得金額」は保険料算定の基となる所得金額（★部分を参照）であり、所得状況が不明な方は表示されません。雇用変動による軽減措置に該当する場合、「\*」を表示し、右隣に軽減措置後の「基準総所得金額」を表示しています。

「保険料算定対象期間」欄は「減額割合」ごとに「0, 2, 5, 7」を表示し、「雇用変動による軽減措置」に該当する方、又は「介護分保険料」を御負担いただく方については、それぞれの行の該当する月に「\*」を表示しています。

## 1 保険料を納めないと

保険料を納期限までに納付しない場合は、督促状が発行されます。納期限近くに納付された場合には、確認が間に合わず、督促状が発行されることがあります。その節は御容赦ください。保険料は、なるべくお早めに納付されるようお願いします。

また、督促状の指定期限後に保険料を納付するときは、延滞金が加算されます。ただし、保険料額が2,000円未満の場合は、延滞金は加算されません。

なお、延滞金額が1,000円未満のときはその全額、100円未満の端数金額があるときはその端数金額については、納める必要はありません。

延滞金の計算は、次のとおりです。

$$\text{保険料額 (1,000円未満の端数金額については、切捨て)} \times \text{年率} \times \frac{\text{指定期限の翌日から納付日までの日数}}{365}$$

(※) 特例基準割合(注)+7.3%です。

(注) 特例基準割合とは国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）の年平均に1.0%を加算した割合をいいます。

（ただし、特例基準割合が7.3%以上の場合は7.3%）

◎ 指定期限までに保険料を納付されない場合は、保険証の返還請求、保険給付の支払の一時差止め又は財産の差押えの処分を受けることもあります。

## 2 お問合せは

この保険料額決定通知書について分からないことがあるときは、表面右上部に記載の発行局課（区役所保険年金課保険係）にお問合せください。区役所の開庁時間は、祝日・休日・12月29日から1月3日までを除く、月曜日から金曜日の午前8時45分から午後5時までです。なお、第2及び第4土曜日は、午前9時から12時まで、一部の業務を取り扱っています。

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文書又は口頭で神奈川県国民健康保険審査会（神奈川県庁内）に審査請求をすることができます。

2 この審査請求に対する裁決があり、なお不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができません。ただし、次のいずれかの場合には審査請求に対する裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

① 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。

② 処分、処分の執行、又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。

この通知は国民健康保険料の徴収のため、横浜市国民健康保険条例第20条の規定により、通知するものです。

発行局課

整理番号



お問合せの際にはこの番号をお知らせください。

世帯主氏名

## 1 減 免 額

円
---

円
円

## 2 各納期の減免額

納 期			
合 計			

注 意 この処分について分からぬことがあるときは、区役所保険年金課保険係にお問合せください。

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文書又は口頭で神奈川県国民健康保険審査会（神奈川県庁内）に審査請求をすることができます。
- 2 この審査請求に対する裁決があり、なお不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができません。ただし、次のいずれかの場合には審査請求に対する裁決を経ないで、訴えを提起することができます。
  - ①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
  - ②処分、処分の執行、又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

この通知書が届いた世帯は  
子どもがいる世帯の減免を適用した、または適用していた世帯です。

○ 通知書名により内容が異なります。

送付した通知書は、表面最上部の通知書名によりお知らせする内容が異なります。

- 「国民健康保険料減免承認決定通知書」または「国民健康保険料減免額変更通知書」が届いた世帯以下の要件に該当するため、子どもがいる世帯の減免を適用しています。

減免要件

賦課期日（※1）現在において、19歳未満の被保険者（※2）が国民健康保険の被保険者である世帯主と同一の世帯に属している。

- ※1 該当年度の4月1日。ただし、該当年度の4月2日以降に国民健康保険の資格を取得したときは、その資格取得日。  
※2 次のいずれの条件にも該当する被保険者

- ① 賦課期日の前年（※3）の12月末日時点で19歳未満である  
② 賦課期日の前年（※3）の合計所得金額が38万円以下である  
※3 賦課期日が1月～3月の場合は前々年

#### ● 「国民健康保険料減免額取消通知書」が届いた世帯

被保険者の加入状況等、または所得金額の状況の変更により、上記に記載している減免の要件に該当しなくなった、または他の減免を優先して適用したため、子どもがいる世帯の減免を取消しました。

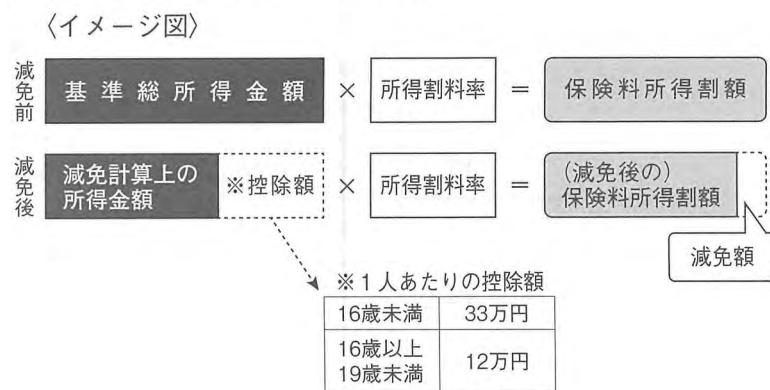
○ 減免額は次の方法で計算しています。

次の金額を世帯主の基準総所得金額（※4）から控除して保険料所得割額を算定し、控除前の保険料所得割額との差額を減免額としています。なお、控除する金額は、世帯主の基準総所得金額を限度とします。

- ① 16歳未満の被保険者 1人につき 330,000円
  - ② 16歳以上19歳未満の被保険者 1人につき 120,000円

※ 4 保険料の算定の基になる所得金額です。  
「国民健康保険料額(決定)通知書」に  
被保険者全員の基準総所得金額を記載  
しています。

★ この減免は保険料が賦課され、上記要件に該当している世帯について一律に行っています。そのため、減免を希望しない場合は区役所保険年金課へ申し出てください。希望しない旨の申し出があった場合、表面に記載されている「減免前保険料額」を請求します。



○ 表面の通知書について説明します。

## ④ 受入済通知書

6月期～3月期

バーコードのない納付書は、コンビニエンスストアではお取扱いできません。

振替口座番号	00250-0-960092
加入者名	横浜市会計管理者

## ④ 原 納付書

6月期～3月期

振替口座番号	00250-0-960092
加入者名	横浜市会計管理者

## 横浜市 国民健康保険料納付書兼領収書

発行日

見本

課

収入印紙  
不要

		保 险 料 額 円
		發 行 日
		領 取 日 付 印
		全 期 (6月期～3月期)
納付義務者氏名		（取りまとめ金融機関等→区役所保管）
指定期間	年 月 日	郵便局取りまとめ店 〒224-8794 横浜貯金事務センター コンビニエンスストア 各 本 部
発行局課	保 险 年 金 課	（コンビニ→コンビニ本部保管）
整理年月日		

指定期間	年 月 日	保 险 料 額 円
納付義務者氏名		
發 行 局 課	保 险 年 金 課	領 取 日 付 印
（お問合せ先）	（金融機関等・コンビニ店舗保管）	全 期 (6月期～3月期)

この納付書は、1年分をまとめて納付される場合にご使用ください。1年分をまとめて納付されない場合は、恐れ入りますが使用せずに破棄いただきますようお願いします。

指定期間	年 月 日	領 収 金 額 円
------	-------	--------------

納付義務者氏名

期別	金 額 (円)	期別	金 額 (円)	期別	金 額 (円)
領 収 内 訳					

コンビニ収納代行：株式会社電算システム



左記のとおり領収しました。  
横浜市指定金融機関  
横浜市収納代理金融機関  
関東各都県内及び  
山梨県内の郵便局  
横浜市出納機関  
コンビニエンスストア

領 収 日 付 印  
全 期  
(6月期～3月期)  
(納付者保管)

## お 知 ら せ

- この用紙による納付は、右記の取扱金融機関等のほか、区役所内の銀行派出所でも受け付けます。銀行派出所が閉まっている場合は、保険年金課保険係でも受け付けます。
- 土曜日は、金融機関等の休業日ですので御注意ください。
- 1年分をまとめて納付したことによる、保険料の割引はありません。
- 1年分をまとめて納付した日が指定期間を過ぎていた場合、確認が間に合わず、7月期納付書が発行されることがあります、その節は御容赦ください。
- 全期分を納付されない場合には、同封の6月期納付書をお支払いいただき、令和2年7月・10月・令和3年1月に各期納付書を送付します（※年度途中で徴収方法が口座振替や、特別徴収など変更になった場合を除きます。）のでそれぞれ御納付ください。
- 領収書は、支払済みの証ですので、大切に保管してください。
- 納付書1枚あたりの金額が30万円を超える場合または汚損や折れ曲がりなどによりバーコードの読み取りが不可能な場合、及びバーコードが印字されていない場合や指定期間が過ぎている場合は、コンビニエンスストアでの納付はできないため、金融機関で御納付ください。
- この納付書について分からないことがあるときは、表面の区役所保険年金課にお問合せください。
- 区役所の開庁時間は、祝日・休日・12月29日から1月3日までを除く、月曜日から金曜日の午前8時45分から午後5時までです。  
なお、第2及び第4土曜日は、午前9時から12時まで一部の業務を取り扱っています。

(納入場所) 横浜市指定金融機関、横浜市収納代理金融機関、関東各都県内及び山梨県内のゆうちょ銀行(郵便局)、コンビニエンスストア

(令和2年3月31日現在)

1 全国のお店舗  
 銀 行 - 横浜、みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、埼玉りそな、群馬、静岡、スルガ、東京スター、きらぼし  
 信 託 銀 行 - 三井UFJ、みずほ、三井住友  
 コンビニエンスストア - セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア、  
 ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ミニストップ、セイコーマート、ポプラ、生活彩家、くらしハウス、  
 スリーエイト、ローソン・スリーエフ、コミュニティストア、ハマナスクラブ、MMK(マルチメディアキオスク)設置店

## 2 神奈川県内及び東京都内の店舗

銀 行 - 第四、北陸、新生、あおぞら、東日本、静岡中央、大光  
 信 用 金 庫 - 横浜、湘南、川崎、さわやか、芝、城南、世田谷  
 信 託 銀 行 - SMBC  
 そ の 他 - 商工組合中央金庫、中央労働金庫

## 3 神奈川県内の店舗

銀 行 - 神奈川  
 信 用 金 庫 - かながわ  
 そ の 他 - 神奈川県歯科医師信用組合、神奈川県信用農業協同組合連合会

## 4 横浜市内の店舗

信 用 組 合 - 神奈川県医師、横浜幸銀、横浜華銀、ハナ  
 そ の 他 - 横浜農業協同組合

## 5 神奈川県内、千葉県内、埼玉県内、栃木県内、茨城県内、群馬県内、山梨県内及び東京都内のゆうちょ銀行(郵便局)

\*コンビニ収納代行：株式会社電算システム

2020



## 国民健康保険料額通知書

通知年月日

作成年月日

発行局課

見本

通知書番号

の国民健康保険料額をお知らせいたします。

お問合せの際にはこの番号をお知らせください。

1世帯主

※ この通知書は、下記の理由により作成しています。



2 保険料の支払方法		納期	A		B	普通徴収の納期限
3 保険料額及び納期ごとの内訳	普通徴収納付場所		横浜市指定金融機関 横浜市取納代理金融機関 郵便局・横浜市出納機関 横浜市指定のコンビニエンスストア	計	保険料合計額	
				円	円	差引増減額(B-A) 円

※ 保険料の納付に口座振替を御利用の場合、振替日は各納期の29日(2月期は末日)です。

ただし、振替日が金融機関の休業日にあたるときは、前営業日に振り替えます。

↑ 下記の③各保険料の合算額です。

4 保険料率	所得割税率	均等割税率(PY)	最高限度額(PY)	種別ごとの世帯合計(円)		③あなたの世帯の保険料額 (①+②)-(④)十円未満切捨て(円))	④最高限度額超過分(PY)
				①所得割額	②均等割額		
医療						医療	
支援						支援	
介護						介護	

5 保険料算定基礎	被保険者氏名 (敬称略)	基準総所得金額(PY) 中段は「雇用変動による軽減措置」に該当している期間の基準総所得金額	保険料算定対象期間			種別 (5)所得割額	合算額 (⑤+⑥)								
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	月数
			減額割合												医療
			雇用軽減												支援
			介護分												介護
			減額割合												医療
			雇用軽減												支援
			介護分												介護
			減額割合												医療
			雇用軽減												支援
			介護分												介護
			減額割合												医療
			雇用軽減												支援
			介護分												介護
			減額割合												医療
			雇用軽減												支援
			介護分												介護
			減額割合												医療
			雇用軽減												支援
			介護分												介護

※ 保険料負担緩和措置

「雇用変動による軽減措置に該当

→ 加入月の減額割合を表示しています。

雇用変動軽減措置対象月 → 「」を表示しています。

{  
 「0」減額なし  
 「2」均等割額を2割減額  
 「5」均等割額を5割減額  
 「7」均等割額を7割減額
 }

# ・・・表面の「保険料額通知書」について説明します。・・・

① 保険料の納付義務者は世帯主です。その世帯の被保険者全員分の保険料を納付義務者(世帯主)に納めていただきます。  
納付義務者(世帯主)が国民健康保険の被保険者ではない場合であっても、世帯の中に国民健康保険の被保険者がいる場合には、被保険者のみの分を算定した保険料を納付義務者(世帯主)に納めていただきます。

② ◆徴収方法…この通知以降の徴収方法を表示しています。  
①普通徴収(口座振替又は納付書)  
②特別徴収  
③普通徴収と特別徴収  
◆普通徴収の納付方法  
①納付書  
②口座振替  
保険料の納付に納付書を御利用の場合は、原則として年4回(6月、7月、10月、1月)納付書をお送りします。  
口座振替を御利用の場合は、口座振替日の前日までに納付額を御指定の口座に御用意ください。口座振替日の当日に入金されましても、残高不足により振替できない場合があります。  
◆特別徴収される世帯主の年金  
特別徴収される対象となる年金の種別を表示しています。

③ 年金から特別徴収される納期ごとの金額です。(※普通徴収のみの場合は、表示されません。)  
◆特別徴収により納付している場合で、再算定の結果、保険料額が増額又は減額する場合  
①保険料額が増額した場合  
特別徴収により納付していただく保険料額に加えて、増えた分の保険料額を普通徴収により納付していただきます。  
②保険料額が減額した場合  
特別徴収が停止され、普通徴収での納付に切り替わります。  
◆2月に特別徴収されている場合は、翌年度の4月・6月・8月も同じ金額が特別徴収されます。ただし、8月の額は変更となる場合があります。

国民健康保険料額通知書

通知年月日  
作成年月日

発行局課

通知書番号

お問い合わせの際にこの番号をお知らせください。

1 世帯主

2 保険料の支払方法

3 納期 A B 普通徴収の納期限

4 保険料の算定基礎 基準総所得金額(税込) 中段(1)に適用されるによる算定額(税込)

5 保険料額通知書の記載事項

6 保険料額算定対象期間 種別割合

7 全保険料負担額と積立金額

④ 普通徴収の納期ごとの納付額です。  
普通徴収の場合、保険料は6ヶ月から3ヶ月までの10回に分けて納めていただきます。ただし、前年度以前分の保険料については一回で増額分全額を納めていただきます。

⑤ 普通徴収の納期限です。  
保険料の納付に口座振替を御利用の場合、振替は各納期の29日(2月期は末日)です。ただし、振替日が金融機関の休業日にあたるときは、前営業日に振り替えます。  
なお、特別徴収の場合は、年金支給日に、世帯主が受け取る年金から差し引きます。

⑥ 被保険者ごとの所得割額と均等割額を合計し、種別ごとの世帯の保険料を記載しています。また、世帯の保険料が最高限度額を超過する月がひと月でもある場合、超過した金額の合計を「最高限度額超過分(円)」に記載しています。

⑦ 被保険者ごとの保険料算定基礎を記載しています。  
「基準総所得金額」は保険料算定の基となる所得金額(★部分を参照)であり、所得状況が不明な方は表示されません。雇用変動による軽減措置に該当する場合、「\*」を表示し、右隣に軽減措置後の「基準総所得金額」を表示しています。  
「保険料算定対象期間」欄は「減額割合」ごとに「0, 2, 5, 7」を表示し、「雇用変動による軽減措置」に該当する方、又は「介護分保険料」を御負担いただく方については、それぞれの行の該当する月に「\*」を表示しています。

## 1 保険料を認めないと

保険料を納期限までに納付しない場合は、督促状が発行されます。納期限近くに納付された場合には、確認が間に合わず、督促状が発行されることがあります。その節は御容赦ください。保険料はなるべくお早めに納付されるようお願いします。

また、督促状の指定期限後に保険料を納付するときは延滞金が加算されます。ただし、保険料額が2,000円未満の場合は、延滞金は加算されません。

なお、延滞金額が1,000円未満のときはその全額、100円未満の端数金額があるときはその端数金額については、納める必要はありません。

延滞金の計算は次のとおりです。

$$\text{保険料額 (1,000円未満の端数金額については、切捨て)} \times \text{年率} * \times \text{指定期限の翌日から納付日までの日数}$$

365日

\*特例基準割合(注)+7.3%です。

(注) 特例基準割合とは国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の年平均に1.0%を加算した割合をいいます。(ただし、特例基準割合が7.3%以上の場合は7.3%)

◎ 指定期限までに保険料を納付されない場合は、保険証の返還請求、保険給付の支払の一時差止め又は財産の差押えの処分を受けることもあります。

## 2 お問合せは

この保険料額通知書について分からないことがあるときは、表面右上部に記載の発行局課(区役所保険年金課保険係)にお問合せください。区役所の開庁時間は、祝日・休日・12月29日から1月3日までを除く、月曜日から金曜日の午前8時45分から午後5時までです。なお、第2及び第4土曜日は、午前9時から12時まで、一部の業務を取り扱っています。

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文書又は口頭で神奈川県国民健康保険審査会(神奈川県庁内)に審査請求をすることができます。
- この審査請求に対する裁決があり、なお不服があるときは、裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として(訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができません。ただし、次のいずれかの場合には審査請求に対する裁決を経ないで、訴えを提起することができます。
  - 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行、又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

この通知は国民健康保険料の徴収のため、横浜市国民健康保険条例第20条の規定により、通知するものです。

見本

整理番号



お問合せの際にはこの番号をお知らせください。

世帯主氏名

## 1 減 免 額

円
---

円
円

## 2 各納期の減免額

納 期			
合 計			

注 意 この処分について分からぬことがあるときは、区役所保険年金課保険係にお問合せください。

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文書又は口頭で神奈川県国民健康保険審査会（神奈川県庁内）に審査請求をすることができます。
- 2 この審査請求に対する裁決があり、なお不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができません。ただし、次のいずれかの場合には審査請求に対する裁決を経ないで、訴えを提起することができます。
  - ①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
  - ②処分、処分の執行、又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

# この通知書が届いた世帯は 子どもがいる世帯の減免を適用した、または適用していた世帯です。

## ○ 通知書名により内容が異なります。

送付した通知書は、表面最上部の通知書名によりお知らせする内容が異なります。

- 「国民健康保険料減免承認決定通知書」または「国民健康保険料減免額変更通知書」が届いた世帯  
以下の要件に該当するため、子どもがいる世帯の減免を適用しています。

### 減免要件

賦課期日（※1）現在において、19歳未満の被保険者（※2）が国民健康保険の被保険者である世帯主と同一の世帯に属している。

- ※1 該当年度の4月1日。ただし、該当年度の4月2日以降に国民健康保険の資格を取得したときは、その資格取得日。  
※2 次のいずれの条件にも該当する被保険者

- ① 賦課期日の前年（※3）の12月末日時点で19歳未満である
  - ② 賦課期日の前年（※3）の合計所得金額が38万円以下である
- ※3 賦課期日が1月～3月の場合は前々年

## ● 「国民健康保険料減免額取消通知書」が届いた世帯

被保険者の加入状況等、または所得金額の状況の変更により、上記に記載している減免の要件に該当しなくなったり、または他の減免を優先して適用したため、子どもがいる世帯の減免を取消しました。

## ○ 減免額は次の方法で計算しています。

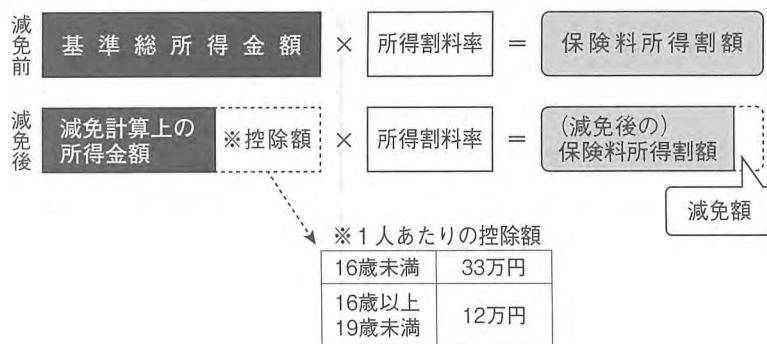
次の金額を世帯主の基準総所得金額（※4）から控除して保険料所得割額を算定し、控除前の保険料所得割額との差額を減免額としています。なお、控除する金額は、世帯主の基準総所得金額を限度とします。

- ① 16歳未満の被保険者1人につき330,000円  
② 16歳以上19歳未満の被保険者1人につき120,000円

- ※4 保険料の算定の基になる所得金額です。  
「国民健康保険料額(決定)通知書」に被保険者全員の基準総所得金額を記載しています。

- ★ この減免は保険料が賦課され、上記要件に該当している世帯について一律に行っています。そのため、減免を希望しない場合は区役所保険年金課へ申し出てください。希望しない旨の申し出があった場合、表面に記載されている「減免前保険料額」を請求します。

〈イメージ図〉



## ○ 表面の通知書について説明します。

1 ① 送付した通知書がどのような通知書か記載しています。  
通知書は3種類あります。  
・「国民健康保険料減免承認決定通知書」  
→ 新たに子どもがいる世帯の減免に該当する世帯  
・「国民健康保険料減免額変更通知書」  
→ 以前送付した子どもがいる世帯の減免金額から変更がある世帯  
・「国民健康保険料減免額取消通知書」  
→ 減免の要件に該当しなくなったため、子どもがいる世帯の減免を取り消した世帯

2 ② 「決定(変更・取消)した減免額」  
世帯の状況により上記の計算をした結果、決定(変更・取消)した減免額を記載しています。

3 ③ 「減免(変更・取消)前保険料額」  
減免(変更・取消)前の保険料額を記載しています。  
「国民健康保険料額通知書」で通知した保険料額と同じ金額になります。

4 ④ 「減免(変更・取消)後保険料額」  
減免(変更・取消)後の保険料額を記載しています。

5 ⑤ 各納期の保険料額及び減免額を記載しています。  
「減免(変更・取消)後保険料」の列に記載されている金額を各納期ごとに請求します。

6 ⑥ 記載した日付時点の世帯状況により減免額の計算をしています。そのため、現在の世帯状況と異なることがあります。世帯状況等に変更があり、届出の必要がある場合は、区役所保険年金課へ届け出してください。

この通知書について分からぬことがあるときは、表面に記載されている区役所保険年金課係にお問合せください。

区役所の開庁時間は、祝日・休日・12月29日から1月3日までを除く、月曜日から金曜日の午前8時45分から午後5時までです。

なお、第2及び第4土曜日は、午前9時から12時まで一部の業務を取り扱っています。

この区分について不明なときは、この区分があつたことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、支拂はる口頭で横浜市国民健康保険課を含む「特許申請係」に審査請求することができます。

この審査請求に対する裁決があり、なお不服があるときは、異議があることを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に横浜市を被告として「訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。」原告の取扱い請求をすることができます。

1 この区分について不明なときは、当該区分についての審査請求に対する裁決を終了後でなければ、提起することができます。ただし、次のいずれかの場合には審査請求に対する裁決を往々で、訴えを提起することができます。  
① 審査請求をした日から3ヶ月を超過しても裁決がないとき。  
② 審査請求の執行、又は下級の執行により生ずる書面の損害を蒙るため緊急の必要があるとき。  
③ その裁決を経ないことにつき正當な理由があるとき。

この通知は、横浜市国民健康保険条例施行規則第15条第3項の規定により通知するものです。

## 國民健康保險料額通知書

通知年月日

作成年月日

発行局課

# 見本

### 通知書番号



の国民健康保険料額をお知らせいたします。

お問合せの際にはこの番号をお知らせください。

1 世 帯 主

※ この通知書は、下記の理由により作成しています。

※ 保険料の納付に口座振替を御利用の場合、振替日は各納期の29日(2月期は末日)です。

ただし、振替日が金融機関の休業日にあたるときは、前営業日に振り替えます。

  下記の③各保険料の合算額です。

4 保険料率	保険料の種別	所得割料率	均等割料率 (円)	最高限度額 (円)	種別ごとの世帯合計(円)	③あなたの世帯の保険料額 (①+②-④十円未満切捨て(円))	④最高限度額超過分 (円)
	①所得割額	②均等割額					
医療						医療	—
支援						支援	—
介護						介護	—

5 保険料算定基礎	基 準 総 所 得 金 額 (円)	保 険 料 算 定 対 象 期 間												種 別	種 別 の 算 出 内 訳		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		(⑤) 所 得 割 額	(⑥) 均 等 割 額 (減額後)	合 算 額 (⑤ + ⑥)
被 保 険 者 氏 名 (敬称略)	中段は「雇用変動による軽減措置」に該当している期間の基準総所得金額	減額割合												医療			
		雇用軽減												支援			
		介護分												介護			
		減額割合												医療			
		雇用軽減												支援			
		介護分												介護			
		減額割合												医療			
		雇用軽減												支援			
		介護分												介護			
		減額割合												医療			
		雇用軽減												支援			
		介護分												介護			
被 保 険 者 氏 名 (敬称略)	中段は「雇用変動による軽減措置」に該当している期間の基準総所得金額	減額割合												医療			
		雇用軽減												支援			
		介護分												介護			
		減額割合												医療			
		雇用軽減												支援			
		介護分												介護			

#### ※ 保險料負擔緩和措置

「雇用変動による軽減措置に該当

→ 加入日の減額割合を表示しています。

雇用変動軽減措置対象月

## 介護分保険料算定月

{ 「0」 減額なし  
 「2」 均等割額を2割減額  
 「5」 均等割額を5割減額  
 「7」 均等割額を7割減額

# ・・・表面の「保険料額通知書」について説明します。・・・

① 保険料の納付義務者は世帯主です。その世帯の被保険者全員分の保険料を納付義務者(世帯主)に納めていただきます。  
納付義務者(世帯主)が国民健康保険の被保険者ではない場合であっても、世帯の中に国民健康保険の被保険者がいる場合には、被保険者のみの分を算定した保険料を納付義務者(世帯主)に納めていただきます。

② ◆徴収方法…この通知以降の徴収方法を表示しています。  
①普通徴収(口座振替又は納付書)  
②特別徴収  
③普通徴収と特別徴収  
◆普通徴収の納付方法  
①納付書  
②口座振替  
保険料の納付に納付書を御利用の場合は、原則として年4回(6月、7月、10月、1月)納付書をお送りします。  
口座振替を御利用の場合は、口座振替日の前日までに納付額を御指定の口座に御用意ください。口座振替日の当日に入金されましても、残高不足により振替できない場合があります。  
◆特別徴収される世帯主の年金  
特別徴収される対象となる年金の種別を表示しています。

③ 年金から特別徴収される納期ごとの金額です。(※普通徴収のみの場合は、表示されません。)  
◆特別徴収により納付している場合で、再算定の結果、保険料額が増額又は減額する場合  
①保険料額が増額した場合  
特別徴収により納付していただく保険料額に加えて、増えた分の保険料額を普通徴収により納付していただきます。  
②保険料額が減額した場合  
特別徴収が停止され、普通徴収での納付に切り替わります。  
◆2月に特別徴収されている場合は、翌年度の4月・6月・8月も同じ金額が特別徴収されます。ただし、8月の額は変更となる場合があります。

国民健康保険料額通知書

通知年月日  
作成年月日

発行局課

通知書番号

お問い合わせの際にこの番号をお知らせください。

1 世帯主

2 保険料の支払方法

3 納期 A B 普通徴収の納期限

4 保険料額算定対象期間 種別割合

5 普通徴収の納期限

6 保険料額算定対象期間 種別割合

7 基準総所得金額

④ 普通徴収の納期ごとの納付額です。  
普通徴収の場合、保険料は6ヶ月から3ヶ月までの10回に分けて納めていただきます。ただし、前年度以前分の保険料については一回で増額分全額を納めていただきます。

⑤ 普通徴収の納期限です。  
保険料の納付に口座振替を御利用の場合、振替は各納期の29日(2月期は末日)です。ただし、振替日が金融機関の休業日にあたるときは、前営業日に振り替えます。  
なお、特別徴収の場合は、年金支給日に、世帯主が受け取る年金から差し引きます。

⑥ 被保険者ごとの所得割額と均等割額を合計し、種別ごとの世帯の保険料を記載しています。また、世帯の保険料が最高限度額を超過する月がひと月でもある場合、超過した金額の合計を「最高限度額超過分(円)」に記載しています。

⑦ 被保険者ごとの保険料算定基礎を記載しています。  
「基準総所得金額」は保険料算定の基となる所得金額(★部分を参照)であり、所得状況が不明な方は表示されません。雇用変動による軽減措置に該当する場合、「\*」を表示し、右隣に軽減措置後の「基準総所得金額」を表示しています。  
「保険料算定対象期間」欄は「減額割合」ごとに「0, 2, 5, 7」を表示し、「雇用変動による軽減措置」に該当する方、又は「介護分保険料」を御負担いただく方については、それぞれの行の該当する月に「\*」を表示しています。

## 1 保険料を認めないと

保険料を納期限までに納付しない場合は、督促状が発行されます。納期限近くに納付された場合には、確認が間に合わず、督促状が発行されることがあります。その節は御容赦ください。保険料はなるべくお早めに納付されるようお願いします。

また、督促状の指定期限後に保険料を納付するときは延滞金が加算されます。ただし、保険料額が2,000円未満の場合は、延滞金は加算されません。

なお、延滞金額が1,000円未満のときはその全額、100円未満の端数金額があるときはその端数金額については、納める必要はありません。

延滞金の計算は次のとおりです。

$$\text{保険料額 (1,000円未満の端数金額については、切捨て)} \times \text{年率} * \times \text{指定期限の翌日から納付日までの日数}$$

365日

\*特例基準割合(注)+7.3%です。

(注) 特例基準割合とは国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の年平均に1.0%を加算した割合をいいます。(ただし、特例基準割合が7.3%以上の場合は7.3%)

◎ 指定期限までに保険料を納付されない場合は、保険証の返還請求、保険給付の支払の一時差止め又は財産の差押えの処分を受けることもあります。

## 2 お問合せは

この保険料額通知書について分からないことがあるときは、表面右上部に記載の発行局課(区役所保険年金課保険係)にお問合せください。区役所の開庁時間は、祝日・休日・12月29日から1月3日までを除く、月曜日から金曜日の午前8時45分から午後5時までです。なお、第2及び第4土曜日は、午前9時から12時まで、一部の業務を取り扱っています。

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文書又は口頭で神奈川県国民健康保険審査会(神奈川県庁内)に審査請求をすることができます。
- この審査請求に対する裁決があり、なお不服があるときは、裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として(訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができません。ただし、次のいずれかの場合には審査請求に対する裁決を経ないで、訴えを提起することができます。
  - 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行、又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

この通知は国民健康保険料の徴収のため、横浜市国民健康保険条例第20条の規定により、通知するものです。

発行局課

整理番号



お問合せの際にはこの番号をお知らせください。

世帯主氏名

## 1 減 免 額

円
---

円
円

## 2 各納期の減免額

納 期			
合 計			

注 意 この処分について分からぬことがあるときは、区役所保険年金課保険係にお問合せください。

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文書又は口頭で神奈川県国民健康保険審査会（神奈川県庁内）に審査請求をすることができます。
- 2 この審査請求に対する裁決があり、なお不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができません。ただし、次のいずれかの場合には審査請求に対する裁決を経ないで、訴えを提起することができます。
  - ①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
  - ②処分、処分の執行、又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

# この通知書が届いた世帯は 子どもがいる世帯の減免を適用した、または適用していた世帯です。

## ○ 通知書名により内容が異なります。

送付した通知書は、表面最上部の通知書名によりお知らせする内容が異なります。

- 「国民健康保険料減免承認決定通知書」または「国民健康保険料減免額変更通知書」が届いた世帯  
以下の要件に該当するため、子どもがいる世帯の減免を適用しています。

### 減免要件

賦課期日（※1）現在において、19歳未満の被保険者（※2）が国民健康保険の被保険者である世帯主と同一の世帯に属している。

- ※1 該当年度の4月1日。ただし、該当年度の4月2日以降に国民健康保険の資格を取得したときは、その資格取得日。  
※2 次のいずれの条件にも該当する被保険者

- ① 賦課期日の前年（※3）の12月末日時点で19歳未満である
  - ② 賦課期日の前年（※3）の合計所得金額が38万円以下である
- ※3 賦課期日が1月～3月の場合は前々年

## ● 「国民健康保険料減免額取消通知書」が届いた世帯

被保険者の加入状況等、または所得金額の状況の変更により、上記に記載している減免の要件に該当しなくなったり、または他の減免を優先して適用したため、子どもがいる世帯の減免を取消しました。

## ○ 減免額は次の方法で計算しています。

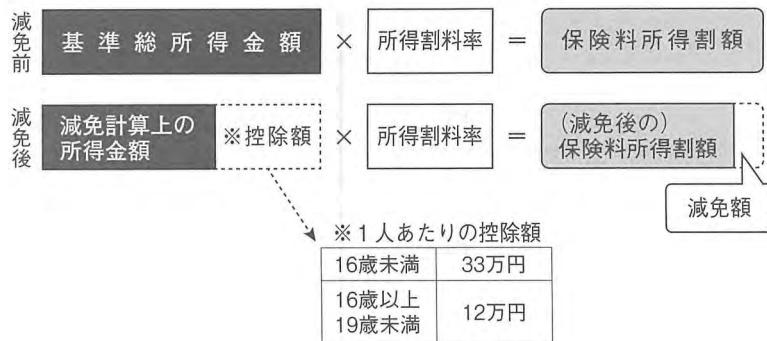
次の金額を世帯主の基準総所得金額（※4）から控除して保険料所得割額を算定し、控除前の保険料所得割額との差額を減免額としています。なお、控除する金額は、世帯主の基準総所得金額を限度とします。

- ① 16歳未満の被保険者1人につき330,000円  
② 16歳以上19歳未満の被保険者1人につき120,000円

- ※4 保険料の算定の基になる所得金額です。  
「国民健康保険料額(決定)通知書」に被保険者全員の基準総所得金額を記載しています。

- ★ この減免は保険料が賦課され、上記要件に該当している世帯について一律に行っています。そのため、減免を希望しない場合は区役所保険年金課へ申し出てください。希望しない旨の申し出があった場合、表面に記載されている「減免前保険料額」を請求します。

〈イメージ図〉



## ○ 表面の通知書について説明します。

1 ① 送付した通知書がどのような通知書か記載しています。  
通知書は3種類あります。  
・「国民健康保険料減免承認決定通知書」  
→ 新たに子どもがいる世帯の減免に該当する世帯  
・「国民健康保険料減免額変更通知書」  
→ 以前送付した子どもがいる世帯の減免金額から変更がある世帯  
・「国民健康保険料減免額取消通知書」  
→ 減免の要件に該当しなくなったため、子どもがいる世帯の減免を取り消した世帯

2 ② 「決定(変更・取消)した減免額」  
世帯の状況により上記の計算をした結果、決定(変更・取消)した減免額を記載しています。

3 ③ 「減免(変更・取消)前保険料額」  
減免(変更・取消)前の保険料額を記載しています。  
「国民健康保険料額通知書」で通知した保険料額と同じ金額になります。

4 ④ 「減免(変更・取消)後保険料額」  
減免(変更・取消)後の保険料額を記載しています。

5 ⑤ 各納期の保険料額及び減免額を記載しています。  
「減免(変更・取消)後保険料」の列に記載されている金額を各納期ごとに請求します。

6 ⑥ 記載した日付時点の世帯状況により減免額の計算をしています。そのため、現在の世帯状況と異なることがあります。世帯状況等に変更があり、届出の必要がある場合は、区役所保険年金課へ届け出してください。

この通知書について分からぬことがあるときは、表面に記載されている区役所保険年金課係にお問合せください。

区役所の開庁時間は、祝日・休日・12月29日から1月3日までを除く、月曜日から金曜日の午前8時45分から午後5時までです。

なお、第2及び第4土曜日は、午前9時から12時まで一部の業務を取り扱っています。

この区分について不明なときは、この区分があつたことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、支拂はる口頭で横浜市国民健康保険課を含む「特許申請係」に審査請求することができます。

この審査請求に対する裁決があり、なお不服があるときは、異議があることを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に横浜市を被告として「訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。」原告の取扱い請求をすることができます。

1 この区分について不明なときは、当該区分についての審査請求に対する裁決を終了後でなければ、提起することができます。ただし、次のいずれかの場合には審査請求に対する裁決を往々で、訴えを提起することができます。  
① 審査請求をした日から3ヶ月を超過しても裁決がないとき。  
② 審査請求の執行、又は下級の執行により生ずる書面の損害を蒙るため緊急の必要があるとき。  
③ その裁決を経ないことにつき正當な理由があるとき。

この通知は、横浜市国民健康保険条例施行規則第15条第3項の規定により通知するものです。



## 横浜市 国民健康保険料督促状

納付義務者氏名

発行局課

被保険者証番号	発行日
指定期限 年 月 日	保険料額 円
算出基礎年度	納 期 月期

上記の保険料が未納となっています。  
指定期限までに上記の金額を、同封の納付書により、  
納付書裏面に記載の取扱金融機関等で納めてください。



横浜市 国民健康保険料  
④ 受入済通知書  
月期

振替口座番号 00250-0-960092  
加入者名 横浜市会計管理者

横浜市 国民健康保険料  
原 符  
月期

振替口座番号 00250-0-960092  
加入者名 横浜市会計管理者

バーコードのない納付書では、コンビニエンスストアではお取り扱いできません。

納付義務者氏名	保 险 料 額 円
指定期限 年 月 日	発行年度・期
発行局課	保 险 年 金 課
整理年月日	領 収 日 付 印
(区役所・コンビニ本部保管) 収納代行業者：三菱UFJニコス株式会社	

郵便局取扱店  
〒224-8794  
横浜駅金事務センター  
コンビニエンスストア  
各 本 部

納付義務者氏名	発行年度・期
指定期限 年 月 日	保険料額 円
発行局課	保 险 年 金 課
(お問い合わせ先)	
(金融機関等・コンビニ店舗保管)	

保険料は納期限までに納付されるようお願いいたします。  
金融機関等に納付されてから、本市（区役所）で事務処理を行うまで日数を必要とします。  
すでに納められている場合は、行き違いでご容赦ください。

見本

横浜市 国民健康保険料納付書兼領収書

発行日

発行局課

指定期限 年 月 日	保険料額 円	
納付義務者氏名		

指定期限までに、本書により上記の金額を、裏面記載の取扱金融機関等で納めてください。  
なお、納付書1枚あたりの金額が30万円を超える場合は、コンビニエンスストアではお取り扱いできません。

収納代行業者：三菱UFJニコス株式会社



左記のとおり領収しました。  
横浜市指定金融機関  
横浜市収納代理金融機関  
関東各都県内及び  
山梨県内の郵便局  
横浜市出納機関  
コンビニエンスストア  
(納付者保管) (収入印紙不要)

法令の定めにより、納付義務者(世帯主)に世帯の被保険者全員分の保険料を請求します。

納付義務者(世帯主)が国民健康保険の被保険者でない場合も、世帯の中に国民健康保険の被保険者がいる場合には、被保険者のみの分を算定した保険料を納付義務者(世帯主)に請求します。

### 保険料を納めることが困難なときは御相談ください。

災害、その他の事情で保険料を納めることが困難なときは、徴収猶予又は減免などの措置を受けられる場合があります。お住まいの区の区役所保険年金課保険係に御相談ください。

国民健康保険は、みなさんが納める保険料で成り立っています。特別な事情もなく保険料を滞納したときは、滞納のない人との公平性を保つために、やむを得ず、次のような措置を取ることがあります。

- 1 保険料を滞納している世帯には、通常の有効期間(2年間)よりも短い有効期間とした「短期被保険者証」を交付する場合があります。ただし、2の「被保険者資格証明書」を交付する場合を除きます。
- 2 保険料を納期限から1年以上滞納している世帯には、被保険者証を返還していただく場合があります。その場合には被保険者証にかえて「被保険者資格証明書」を交付します。「被保険者資格証明書」で医療機関にかかると、診療費用がいったん全額自己負担となり、後日、保険給付相当額の支払を区役所保険年金課保険係に申請していただくことになります。
- 3 保険料を納期限から1年半以上滞納している世帯については、保険給付の全部又は一部を一時差し止める場合があります。
- 4 上記1、2及び3に関わらず、今後も納付されない場合には、財産を差し押さえることがあります。

### お 知 ら せ

- 1 この用紙による納付は、右記の取扱金融機関等のほか、区役所内の銀行派出所でも受け付けます。銀行派出所が閉まっている場合は、保険年金課保険係でも受け付けます。
- 2 土曜日は、金融機関等の休業日ですので、御注意ください。
- 3 指定した期限を経過した後に納付する場合は、区役所保険年金課保険係の窓口にお越しください。
- 4 領収書は、支払済みの証ですので、大切に保管してください。
- 5 納付書1枚あたりの金額が30万円を超える場合または汚損や折れ曲がりなどによりバーコードの読み取りが不可能な場合、及び指定期限が過ぎている場合は、コンビニエンスストアでのお取り扱いができません。
- 6 この督促状について分からないことがあるときは、表面の区役所保険年金課保険係にお問い合わせください。その際には、あなたの被保険者証番号を必ずお知らせください。
- 7 区役所の開庁時間は、土曜日、日曜日、休日及び12月29日から1月3日までを除いた日の、午前8時45分から午後5時までです。なお、第2及び第4土曜日は、午前9時から12時まで、一部の業務を取り扱います。

市職員を装う不審電話に御注意！保険料・医療費還付などのためにATMの操作を求めるはありません！

この督促状は、横浜市国民健康保険料の督促のため、横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例第2条の規定により送達するものです。

- 1 この督促状の指定期限後に保険料を納付する場合は、延滞金が加算されます。ただし、保険料額が2,000円未満の場合は、延滞金は加算されません。延滞金の計算は、次のとおりです。

保険料額(1,000円未満の端数金額については、切捨て) $\times$  年率 $\ast$   $\times$  指定期限の翌日から納付日までの日数  
365日

$\ast$  特例基準割合(注)+7.3%です。

(注) 特例基準割合とは国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の年平均に1.0%を加算した割合をいいます。(ただし、特例基準割合が7.3%以上の場合は7.3%)

なお、延滞金額が1,000円未満のときはその全額、100円未満の端数金額があるときはその端数金額については、納める必要はありません。

- (1) この督促状について不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、文書又は口頭で、神奈川県国民健康保険審査会(神奈川県庁内)に審査請求することができます。
- (2) この審査請求に対する裁決があり、なお不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として(訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。)処分の取消しの訴え提起することができます。
- (3) 処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができません。ただし、次のいずれかの場合には審査請求に対する裁決を経ないで、訴え提起することができます。
  - ①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
  - ②処分、処分の執行、又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(納入場所) 横浜市指定金融機関、横浜市収納代理金融機関、関東各都県内及び山梨県内のゆうちょ銀行(郵便局)、コンビニエンスストア

#### 1 全国の店舗

銀行 - 横浜、みずほ、三菱東京UFJ、三井住友、りそな、埼玉りそな、群馬、静岡、スルガ、東京スター、八千代  
信託銀行 - 三菱UFJ、みずほ、三井住友  
コンビニエンスストア - セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、サンクス、サークルK、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ミニストップ、セイコーマート、ボーラ、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト、スリーエフ、コミュニティ・ストア、セーブオン、ハマナスクラブ※、MMK(マルチメディアキオスク)設置店  
(※印のあるコンビニエンスストアについては、三菱UFJニコス取扱いの表示店舗に限ります。)

#### 2 神奈川県内及び東京都内の店舗

銀行 - 東京都民、第四、北陸、新生、あおぞら、東日本、静岡中央、大光  
信用金庫 - 横浜、湘南、川崎、さわやか、芝、城南、世田谷  
信託銀行 - SMBC  
その他 - 商工組合中央金庫、中央労働金庫

#### 3 神奈川県内の店舗

銀行 - 神奈川  
信用金庫 - かながわ  
その他 - 神奈川県歯科医師信用組合、神奈川県信用農業協同組合連合会

#### 4 横浜市内の店舗

信用組合 - 神奈川県医師、横浜幸銀、横浜華銀、ハナ  
その他 - 横浜農業協同組合

#### 5 神奈川、千葉、埼玉、栃木、茨城、群馬、山梨県内及び東京都内のゆうちょ銀行(郵便局)

コンビニ収納代行 : 三菱UFJニコス株式会社

## 見本

整理番号



お問合せの際にはこの番号をお知らせください。

世帯主氏名

## 1 減免額

円
---

円
円

## 2 各納期の減免額

納期			
合計			

注意 この処分について分からぬことがあるときは、区役所保険年金課保険係にお問合せください。

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文書又は口頭で神奈川県国民健康保険審査会（神奈川県庁内）に審査請求をすることができます。
- この審査請求に対する裁決があり、なお不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができません。ただし、次のいずれかの場合には審査請求に対する裁決を経ないで、訴えを提起することができます。
  - 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行、又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

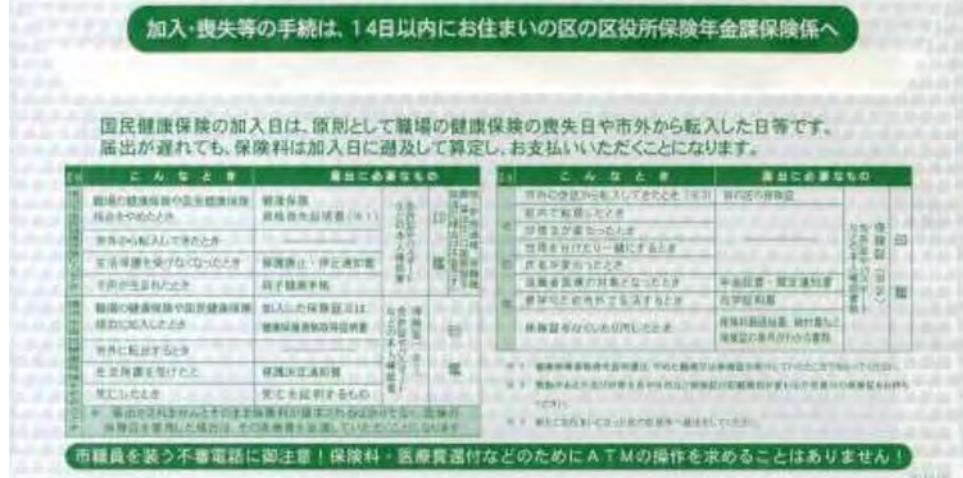
見本

# 点字入り決定通知書用封筒

表面



裏面



見本

# 点字入り額通知書用封筒

表面



裏面

ごく簡単に		届出に必要なもの
被保険者の被保険登録料	被保険登録料	被保険登録料
加入料	被保険登録料	被保険登録料
被保険登録料を納入してきました	被保険登録料	被保険登録料
未満額を納入しない場合は	被保険登録料	被保険登録料
下記が生まれたことがあります	被保険登録料	被保険登録料
被保険登録料を納入する場合は	被保険登録料	被保険登録料
加入料を納入したことがあります	被保険登録料	被保険登録料
もしも生まえたことがあります	被保険登録料	被保険登録料
未満額を納入したことがあります	被保険登録料	被保険登録料
未満額を納入しました	被保険登録料	被保険登録料
ごく簡単に		届出に必要なもの
被保険登録料を納入したときに提出する	被保険登録料	被保険登録料
未満額を納入したときに提出する	被保険登録料	被保険登録料
下記が生まえたことがあります	被保険登録料	被保険登録料
被保険登録料を納入する場合は	被保険登録料	被保険登録料
加入料を納入したことがあります	被保険登録料	被保険登録料
もしも生まえたことがあります	被保険登録料	被保険登録料
未満額を納入したことがあります	被保険登録料	被保険登録料
未満額を納入しました	被保険登録料	被保険登録料

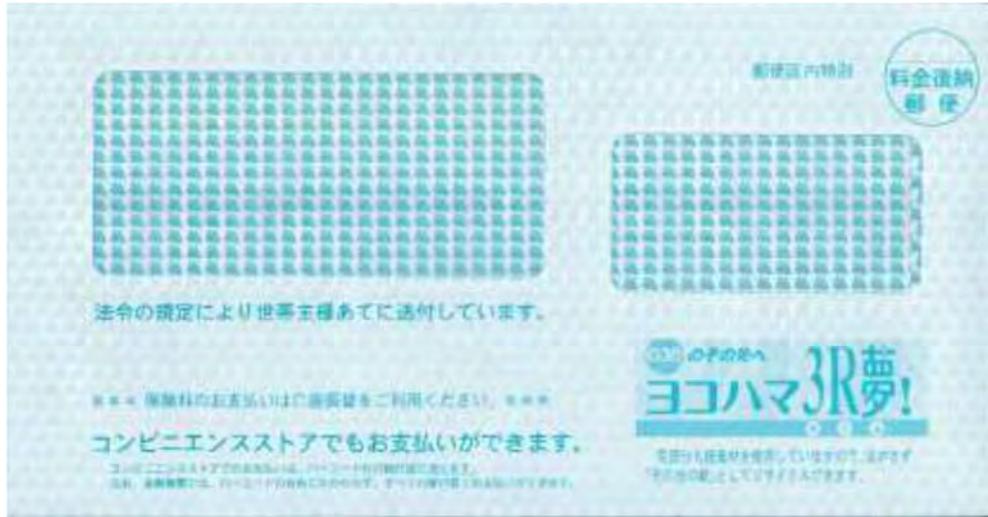
市役所を装う不審電話にご注意! 被保険料・喪失料等付録などのためにATMの操作を求めることがあります。

2016.08

# 見本

## 点字入り納付書用封筒

### 表面



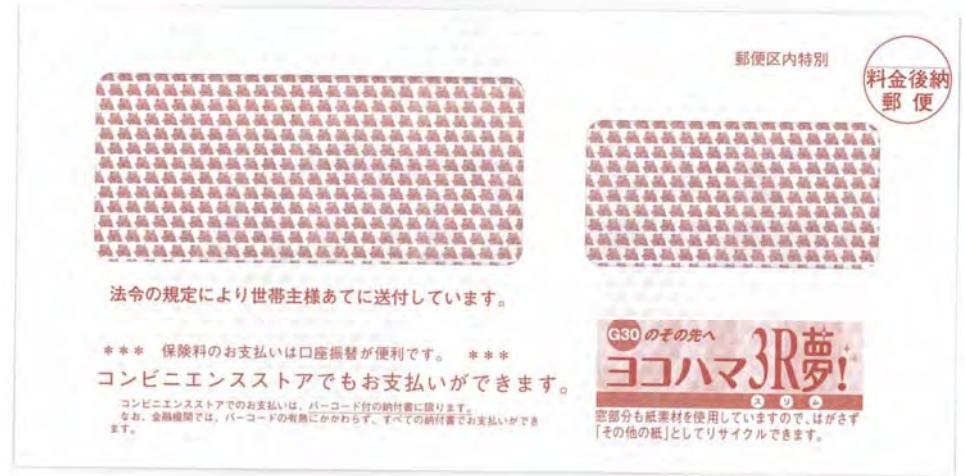
### 裏面



# 見本

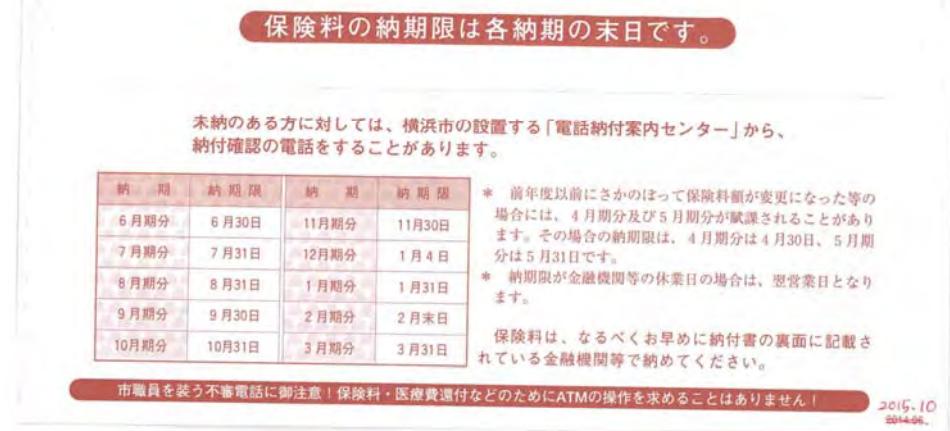
## 点字入り督促状用封筒

### 表面



保険料の納期限は各納期の末日です。

### 裏面



## スペーシングチャート

NLP SPACING CHART ( H==>13 INCHES( 78LINES) & W==>9 INCHES )

17:13 2019/11/22 PRINTED

# 決定通知書 最終

## 帳票レイアウト

## 賦課サブシステム

工藤 孝志

平成 20 年 2 月 12 日

# 國民健康保險料額決定通知書

工藤 孝志

令和 元年10月30日

## スペーシングチャート (1/2)

NLP SPACING CHART ( H==>13 INCHES( 78LINES) & W==>9 INCHES )

17:13 2019/11/22 PRI NTED

## 決定通知書 最終

## 帳票レイアウト

## 賦課サブシステム

工藤 孝志

平成 20 年 2 月 12 日

帳票

丁 藤 孝 志

令和元年10月30日

## スペーシングチャート (2/2)

**NLP SPACING CHART** (HIGH==>80 LINES=13INCHES : WIDE==>10INCHES) [Excel:High=14.25, Wide=0.85, Scale=95%]

[Excel: High=14.25, Wide=0.85, Scale=95%]

## 帳票レイアウト

## 賦課サブシステム

作成

平成 26 年 2 月 4 日

ドキュメント  
番号

R C I D 1 0 - X X X - X X

帳票名

## 子ども世帯減免承認決定通知書（バッチ）

更新者

平成 26 年 12 月 4 日

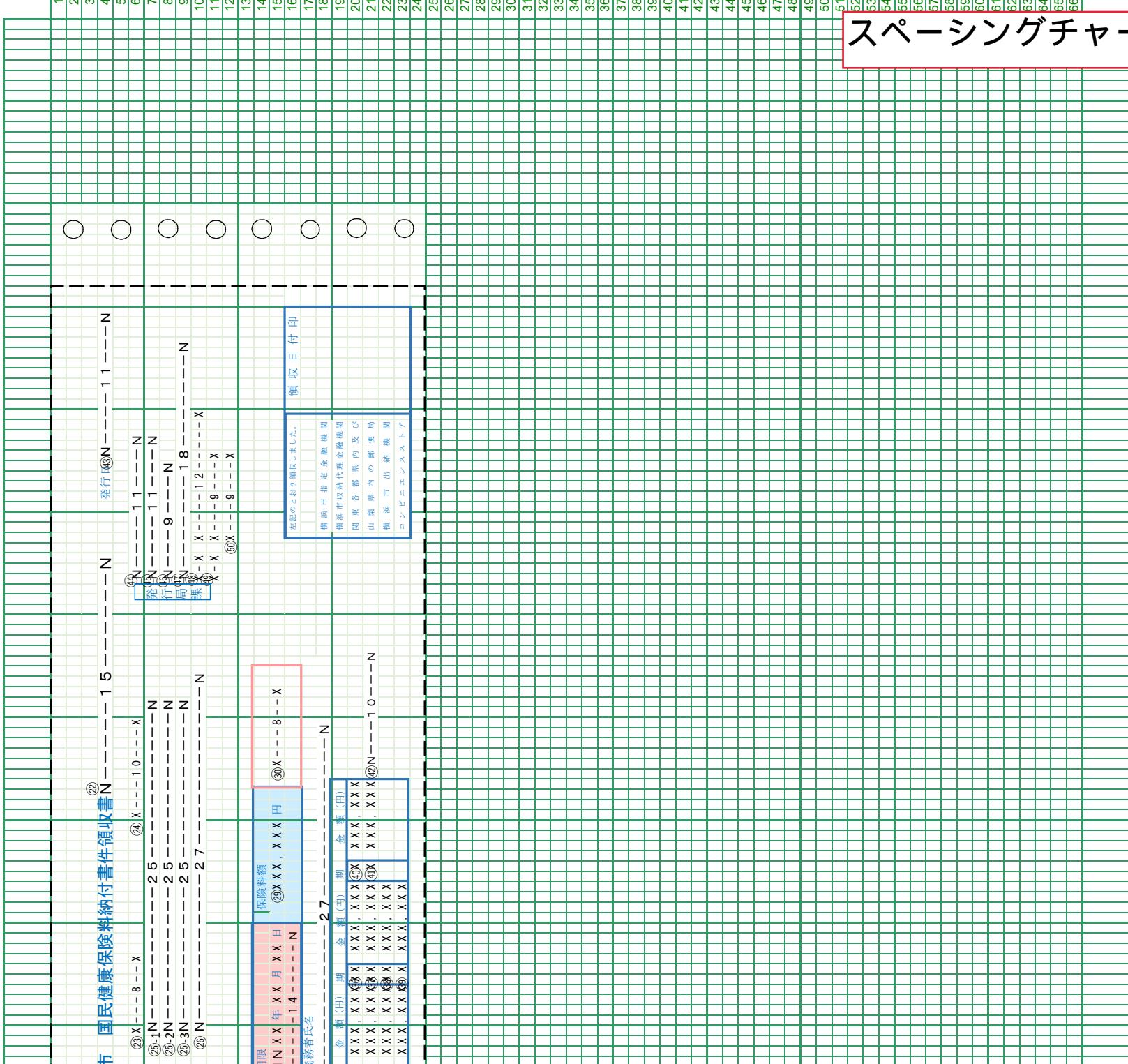
八一七

× × × ( 1 / 1 )

# Spacing Chart (198) 帳票設計用紙 (198)

Design Chart (1981)  
長票設計用紙 (1981)

Parameter	Value
SAVE	*NO
RPLUNPRT	*YES
PAGESIZE	66 198
OVRFLOW	60
HOLD	*NO



## スペーシングチャート (1/2)

No.	Fields	Ref.
51		
52		
53		
54		
55		
56		
57		
58		
59		

No. birds	Ref.
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

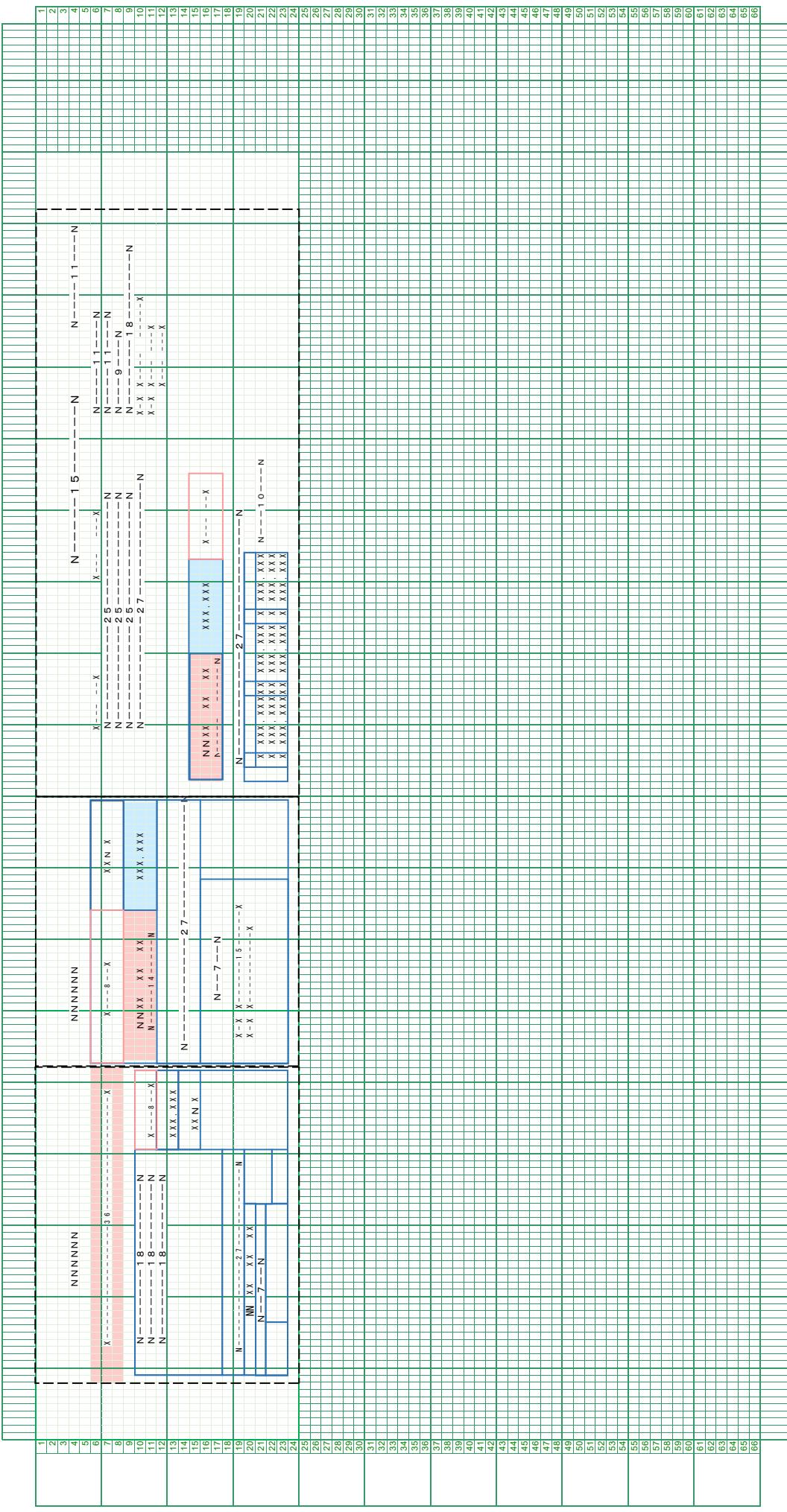
No.	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

No.	Fields	Ref.
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

## スペーシングチャート (2/2)

Spacing Chart (198)		System Name フォント名		Module No.		Author 手書き		Approval 承認		History 1		History 2		History 3	
Printer File	Form Type	SPL NAME	FILE	000.000		/ /	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /
QPR112	*STD														

Parameter	Value
CPI	15
LPI	6
PAGESIZE	66.198
OVERRLOW	160
HOLD	NO



No.	Fields	Ref.
11	11	11
12	12	12
13	13	13
14	14	14
15	15	15
16	16	16
17	17	17
18	18	18
19	19	19
20	20	20
21	21	21
22	22	22
23	23	23
24	24	24
25	25	25
26	26	26
27	27	27
28	28	28
29	29	29
30	30	30
31	31	31
32	32	32
33	33	33
34	34	34
35	35	35
36	36	36
37	37	37
38	38	38
39	39	39
40	40	40
41	41	41
42	42	42
43	43	43
44	44	44
45	45	45
46	46	46
47	47	47
48	48	48
49	49	49
50	50	50
51	51	51
52	52	52
53	53	53
54	54	54
55	55	55
56	56	56
57	57	57
58	58	58
59	59	59
60	60	60
61	61	61
62	62	62
63	63	63
64	64	64
65	65	65
66	66	66

No.	Fields	Ref.
1	1	1
2	2	2
3	3	3
4	4	4
5	5	5
6	6	6
7	7	7
8	8	8
9	9	9
10	10	10
11	11	11
12	12	12
13	13	13
14	14	14
15	15	15
16	16	16
17	17	17
18	18	18
19	19	19
20	20	20
21	21	21
22	22	22
23	23	23
24	24	24
25	25	25
26	26	26
27	27	27
28	28	28
29	29	29
30	30	30
31	31	31
32	32	32
33	33	33
34	34	34
35	35	35
36	36	36
37	37	37
38	38	38
39	39	39
40	40	40
41	41	41
42	42	42
43	43	43
44	44	44
45	45	45
46	46	46
47	47	47
48	48	48
49	49	49
50	50	50
51	51	51
52	52	52
53	53	53
54	54	54
55	55	55
56	56	56
57	57	57
58	58	58
59	59	59
60	60	60
61	61	61
62	62	62
63	63	63
64	64	64
65	65	65
66	66	66

No.	Fields	Ref.
51	51	51
52	52	52
53	53	53
54	54	54
55	55	55
56	56	56
57	57	57
58	58	58
59	59	59
60	60	60
61	61	61
62	62	62
63	63	63
64	64	64
65	65	65
66	66	66

No.	Fields	Ref.
21	21	21
22	22	22
23	23	23
24	24	24
25	25	25
26	26	26
27	27	27
28	28	28
29	29	29
30	30	30

スペーシングチャート 【バッチ】

NLP SPACING CHART (H=>13 INCHES (781 INCHES)==>10 INCHES)										14-19 2019/12/3 PRINTED																																																																																																																																													
0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																																																																																																																				
1																																																																																																																																																							
2																																																																																																																																																							
3	1	N	N	6	N	N	N	国民健康保険料額通知書	Z Z / Z Z N N △△	通知年月	8	NNNN	N	1	1	N	NNN△																																																																																																																																						
4									1-3	1-5																																																																																																																																													
5									1-2	1-4																																																																																																																																													
6	2	X	X	8	X	X	X		3	X	X	X	X	X	X	X	10	NNNN	N	1	1	N	NNN△																																																																																																																																
7																																																																																																																																																							
8	4-1	NNNN	NNNN	NNNN	N	2	5	N	NNNN	NNNN	N	△	△	△		11	NNNN	N	1	2	N	NNNN																																																																																																																																	
9	4-2	NNNN	NNNN	NNNN	N	2	5	N	NNNN	NNNN	N	△	△	△		12	N	X	X	8	X	X	X	12-1																																																																																																																															
10	4-3	NNNN	NNNN	NNNN	N	2	5	N	NNNN	NNNN	N	△	△	△		13	NNNN	NNNN	1	8	NN	NNNN	NN△△																																																																																																																																
11	5	NNNN	NNNN	NNNN	N	2	5	N	NNNN	NNNN	N	5	-	1		14	X	X	X	X	X	X	X	X																																																																																																																															
12	6	NNNN	NNNN	NNNN	N	2	3	N	NNNN	NNNN						15	X	X	X	X	X	X	X	X																																																																																																																															
13																	通知書番	16	X	X	X	9	X	X	X																																																																																																																														
14	7	NNNN	NN	△	△	の	國民健康保険料額	お知らせいたしました。									1	X	X	X	9	X	X	X																																																																																																																															
15																	18	NNNN	N	1	0	N	NN	△△																																																																																																																															
16	19	区役所	にお問合せ	の際には	こ	の番号	を	お知らせください。	XXX8XXXX	20	NNNN	NNNN	N	2	1	N	NNNN	NNNN	N	△	△																																																																																																																																		
17																	20-1	NNNN	NNNN	N	2	1	N	NNNN																																																																																																																															
18	1	世帯	主	21	NNNN	NNNN	NNNN	N	2	9	N	NNNN	NNNN	NNNN	N	21-1																																																																																																																																							
19	22	NNNN	NNNN	NNN	2	4	NNNN	NNNN									23	NNNN	NNNN	NNN	2	4	NNNN	NNNN																																																																																																																															
20	※	この通知書は、下記の理由により作成しています。	25	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NN△△																																																																																																																																									
21	24	NNNN	NNN	1	6	NNNN	NNNN	25-1	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NN△△																																																																																																																																		
22	24-1	NNNN	NNN	1	6	NNNN	NNNN	25-2	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NN△△																																																																																																																																			
23	24-2	NNNN	NNN	1	6	NNNN	NNNN	25-3	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NN△△																																																																																																																																			
24	2	保険料	の	お支	払い	方	法		3	保	険	料	類	及	び	納	期	ご	と	の	内	訳																																																																																																																																	
25	26	NNN	27	NNNN	NNNN	NNNN	N	△	△								A	35	NN	5	NN	△	△	△																																																																																																																															
26	28	NNNN	N	1	1	N	NNN	△	△	28-1	N						37	NNNN	38	NNNN	39	NNNN	40	NNNN																																																																																																																															
27	29	NNNN	NNN	1	6	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NN△△																																																																																																																																			
28	30	NNNN	NNN	1	6	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NN△△																																																																																																																																			
29	30-1	NNNN	NNN	1	6	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NN△△																																																																																																																																			
30	31	NNNN	NNN	1	6	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NN△△																																																																																																																																			
31	31-1	NNNN	NNN	1	6	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NN△△																																																																																																																																			
32	32	NNNN	NNN	1	6	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NN△△																																																																																																																																			
33	33	NNNN	NNN	1	6	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NN△△																																																																																																																																			
34	33-1	NNNN	NNN	1	6	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NN△△																																																																																																																																			
35	34	NNNN	NNN	1	6	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NN△△																																																																																																																																			
36	34-1	NNNN	NNN	1	6	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NNNN	NN△△																																																																																																																																			
37		納付場所	横浜市指定のコンビニエンスストア	横浜市指定のコンビニエンスストア	横浜市指定のコンビニエンスストア	横浜市指定のコンビニエンスストア	横浜市指定のコンビニエンスストア	横浜市指定のコンビニエンスストア	横浜市指定のコンビニエンスストア	横浜市指定のコンビニエンスストア	横浜市指定のコンビニエンスストア	横浜市指定のコンビニエンスストア	横浜市指定のコンビニエンスストア	横浜市指定のコンビニエンスストア																																																																																																																																									
38		計	Z	Z	47	Z	Z	9	Z	Z	48	Z	Z	9	Z	Z	49	Z	Z	9	Z	Z	50																																																																																																																																
39		保険料	命	計	額	51	Z	Z	Z	Z	Z	Z	Z	Z	Z	Z	52	Z	Z	Z	Z	Z	Z	53																																																																																																																															
40																																																																																																																																																							
41																																																																																																																																																							
42	4	保険料	の種別	所得割	率	均等割	料率	基	本	総	所	得	金	額	(円)	保	険	料	算	定	対	象	期	間																																																																																																																															
43	54	Z	9	.9	9	57	Z	Z	Z	Z	Z	Z	Z	Z	Z	Z	41-1	Z	Z	42-1	Z	9	Z	Z	43-1	Z	9	Z	Z	44-1	Z	9	Z	Z	45-1	Z	Z	46-1	X	X	X	X																																																																																																													
44	55	Z	9	.9	9	58	Z	Z	Z	Z	Z	Z	Z	Z	Z	Z	NN-2	Z	Z	NN-3	Z	9	Z	Z	NN-4	Z	Z	Z	Z	NN-5	Z	Z	Z	NN-6	Z	Z	Z	Z	NN-7	Z	Z	Z	NN-8	Z	Z	Z	NN-9	Z	Z	Z	NN-10	Z	Z	Z	NN-11	Z	Z	Z	NN-12	Z	Z	Z	NN-13	Z	Z	Z	NN-14	Z	Z	Z	NN-15	Z	Z	Z	NN-16	Z	Z	Z	NN-17	Z	Z	Z	NN-18	Z	Z	Z	NN-19	Z	Z	Z	NN-20	Z	Z	Z	NN-21	Z	Z	Z	NN-22	Z	Z	Z	NN-23	Z	Z	Z	NN-24	Z	Z	Z	NN-25	Z	Z	Z	NN-26	Z	Z	Z	NN-27	Z	Z	Z	NN-28	Z	Z	Z	NN-29	Z	Z	Z	NN-30	Z	Z	Z	NN-31	Z	Z	Z	NN-32	Z	Z	Z	NN-33	Z	Z	Z	NN-34	Z	Z	Z	NN-35</td

## スペーシングチャート 【オンライン】

## L B P   S P A C I N G C H A R T

(H=>80 LINES=13 INCHES: W=>10 INCHES)14:45 2019/12/3 PRINTED

# 額通知書 最終

帳票レイアウト	賦課サブシステム	作成者	工藤 孝志	作成日	平成23年10月27日	ドキュメント番号	RCUI010-001-00
帳票名	保険料額通知書	更新者	工藤 孝志	更新日	令和元年10月30日	ページ	1 / 1

# スペーシングチャート

NLP SPACING CHART (HIGH=>80 LINES=13INCHES : WIDE=>10INCHES)

[Excel:High=14.25, Wide=0.85, Scale=95%]

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	
3	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	
4	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60</																																																																																																																																													

## スペーシングチャート (1/2)

## NIP SPACING CHART (H=>13 INCHES(781 LINES)==>10 INCHES)

14:19 2019/12/3 PRINTED

## 帳票レイアウト

# 賦課サブシステム

工藤

平成 23 年 10 月 27 日

トキュメント番号

帳票名

保險料額通知書

麦更新者

令和1年11月12日

二〇

## スペーシングチャート (2/2)

NLP SPACING CHART (HIGH==>80 LINES=13INCHES : WIDE==>10INCHES) [Excel:High=14.25, Wide=0.85, Scale=95%]

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	
3	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	
4	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61																																																																																																																																												

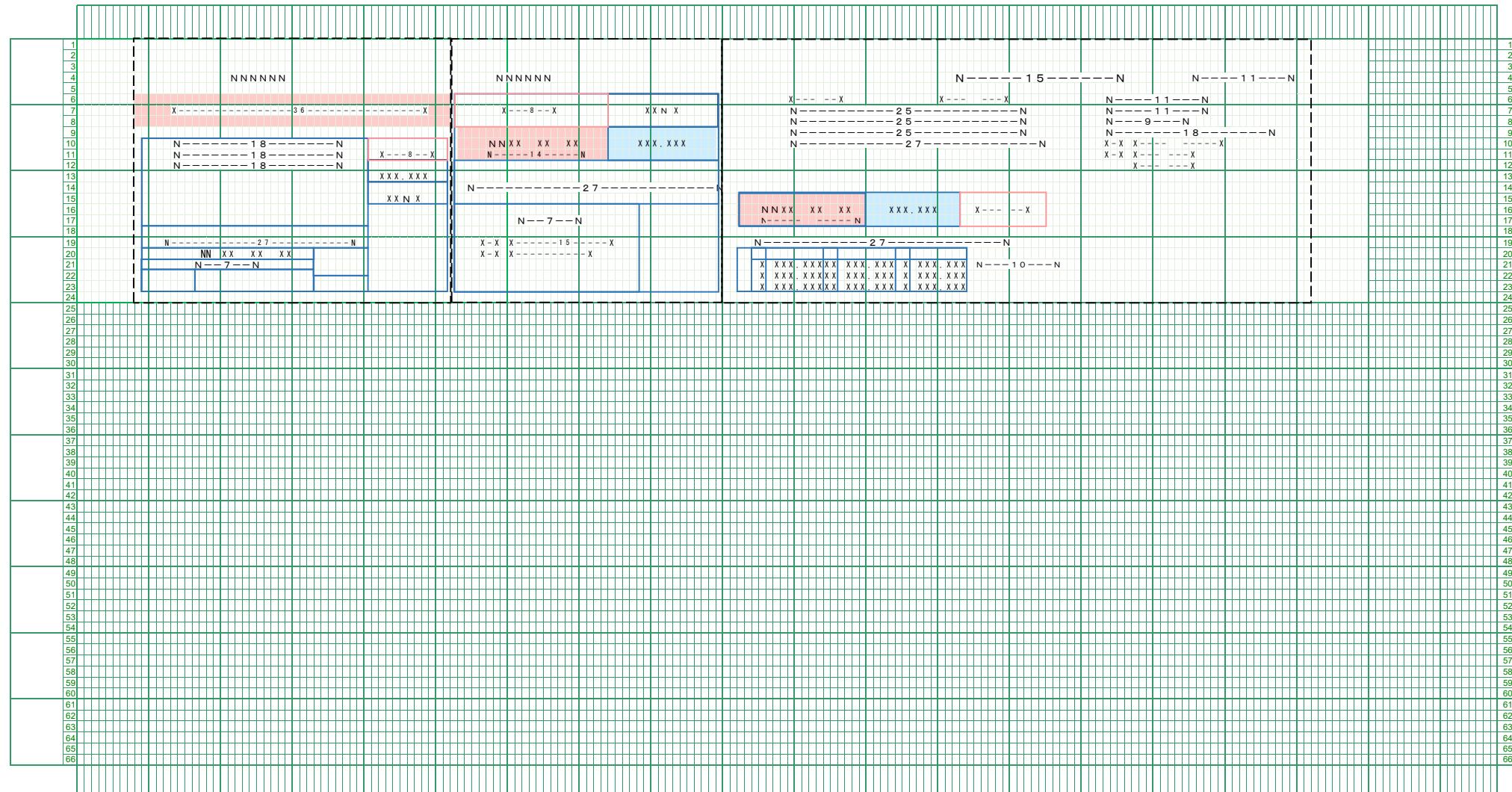
## Spacing Chart (198)

帳票設計用紙 (198)

System Name システム名	Module No.	Author 作成者	Approval 承認	History1 履歴	History2 履歴	History3 履歴
000.00.00						
Printer File	Form Type	SPLFNAME				
QPRT132	*STD	*FILE	/ /	/ /	/ /	/ /

Parameter	Value
CPI	15
LPI	6
PAGESIZE	66 198
OVERFLOW	60
HOLD	*NO

Parameter	Value
SAVE	*NO
RPLUNPR1	*YES



No.	Fields	Ref.
1	11	
2	12	
3	13	
4	14	
5	15	
6	16	
7	17	
8	18	
9	19	
10	20	

No.	Fields	Ref.
21		
23		
22		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		

No.	Fields	Ref.
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		
51		
52		
53		
54		
55		
56		
57		
58		
59		
60		

No.	Fields	Ref.
51		
52		
53		
54		
55		
56		
57		
58		
59		
60		



## スペーシングチャート

NLP SPACING CHART (HIGH=>80 LINES=13INCHES : WIDE=>10INCHES) [Excel:High=14.25, Wide=0.85, Scale=95%]

[Excel: High=14.25, Wide=0.85, Scale=95%]

帳票レイアウト	賦課サブシステム	作成者		作成日	平成26年2月4日	ドキュメント番号	R C I D 1 0 - X X X - X X
帳票名	子ども世帯減免承認決定通知書(バッチ)	更新者		更新日	平成26年12月4日	ページ	X X X (1 / 1)